

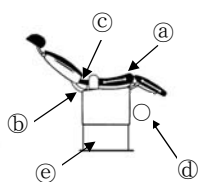
機械器具 1 手術台及び治療台
一般医療機器 歯科診査・治療用チェア（JMDN コード：34935010）

特定保守管理医療機器（設置管理医療機器）

回転型治療台

【警告】*

- 本器は、一人乗り用のチェアなので、子供を抱いて座らせないこと。着座、仰臥位以外の姿勢で乗せないこと。チェアの上に立ったり、正座したり、伏臥位などの姿勢で乗せると、事故につながるおそれがある。
- ベルト固定金具に足を乗せたりして負荷をかけないこと。ベルト固定金具が破損したり、サポートベルトに力が加わったときに、ベルト固定金具が外れて事故につながるおそれがある。
- チェアを作動させる前に、レッグサポートの下に人がいないか、周りに障害物などがないか確認し、特に子供や介助者の方には注意すること。チェアを作動させるときは、図の ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ や固定金具とシートの間のすき間に指などの体の部分が入っていないことを確認すること。はさまれて事故につながるおそれがある。
- 患者をサポートベルトで固定した状態でバックシートを起立・傾斜（レッグサポートが連動）させないこと。患者に無理な力が加わり、危害を与えるおそれがある。
- チェアを回転させる前に、周りに障害物がないか確認すること。事故につながるおそれがある。
- ヘッドレストを急に下げると患者に衝撃を与え事故につながるおそれがあるので、必ずヘッドレストをしっかり支えて操作すること。また、ヘッドレストカバーをご使用の際には、滑らないようにしっかり支えて操作すること。
- 体重 135kg 以上の患者には使用しないこと。

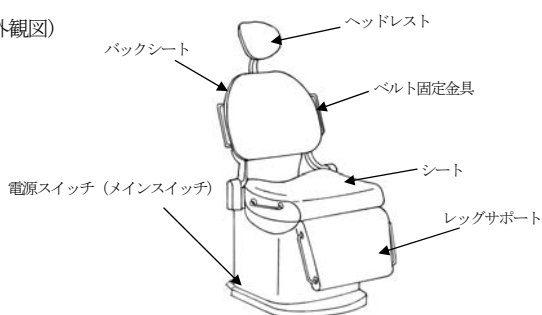


【形状・構造及び原理等】*

1. 構成

本器は、ヘッドレスト、バックシート、シート、レッグサポート、ベルト固定金具、サポートベルトなどにより構成する。

（外観図）



2. 寸法、質量

（1）寸法

チェア：幅 520×全長 1,500 mm

（2）質量：約 120 kg

3. 電氣的定格 *

（1）電源電圧：A.C.100V

（2）周波数：50/60Hz

（3）消費電力：1.5kVA

（4）電撃に対する保護の形式：クラス I 機器

（5）電撃に対する保護の程度：B 形装着部

4. 原理 *

フットコントローラーの昇降レバーを上方に押すと、油圧モーターの作動により昇降シリンダーが上昇方向に動きシートが上昇する。昇降レバーを元の位置に戻すか、又は、シートが最高位に達すると、油圧モーター、昇降シリンダーが停止し、シートが停止する。昇降レバーを下方に押すと、昇降シリンダーが下降方向に動き、シートが下降する。フットコントローラーの起伏レバーを前方に押すと、油圧モーターの作動によりチルトシリンダーが起立方向に動き、バックシートが起立する。バックシートに連動してレッグサポートが下方に作動する。起伏レバーを元の位置に戻すか、又は、バックシートが最起立に達すると、油圧モーター、昇降シリンダーが停止し、バックシートが停止する。起伏レバーを手前に引くと、チルトシリンダーが傾斜方向に動き、バックシートが傾斜する。バックシートに連動してレッグサポートが上方に作動する。バックシートの左回転スイッチを押すと、チェアは時計方向に回転し、回転スイッチを離すか、時計方向回転リミット位置に達すると、チェアの回転は停止する。右回転スイッチを押すとチェアは反時計方向に回転する。

【使用目的又は効果】**

使用目的

本装置に患者を座らせ、術者の診療位置まで本装置を操作し、歯科診療を容易にする装置である。

【使用方法】**

1. 使用環境条件

（1）温度：10～40℃

（2）湿度：30～75RH%（結露しないこと）

（3）気圧：700～1,060hPa

2. 設置方法、組立方法

本器の取付、設置は専門の担当者（当社、又は、当社指定の業者）が行う。

3. 使用方法

- （1）本器のメインスイッチを ON にし、患者をチェアに座らせる。
- （2）フットコントローラーの昇降レバー、又は、チェア、マニュアルスイッチを操作し、シートを診療位置まで昇降させる。
- （3）フットコントローラーの起伏レバー、又は、チェア、マニュアルスイッチを操作し、バックシートを診療位置で起伏させる。（オート位置制御が装備しているものは、チェアポジションオートスイッチにより行うことができる。）
- （4）必要に応じチェアを回転させる。
- （5）ヘッドレストの角度を調整する。歯科診療を行う。
- （6）診療が終了後、フットコントローラーの昇降レバー、及び、起伏レバー又は、チェアマニュアルスイッチを操作し、シート及びバックシートを元の位置に戻す。（チェアポジションオートスイッチにより行うことができる。）
- （7）患者をチェアから降ろし退出させ、メインスイッチを OFF にする。

【使用上の注意】**

1. 警告

【警告】の項に記載の通り。

2. 重要な基本的注意 **

- 回転しないときは油圧ブレーキで固定されているので、無理に力を加えると故障の原因となる。
- ノイズ発生機器（電気メスなど）の強力なノイズで本装置が誤動作を起こすおそれがある。ノイズ発生機器を使用時は、本装置の電源スイッチを OFF にすること。

取扱説明書を必ずご参照ください。

【保管方法及び有効期間等】**

1. 保管方法 **

- (1) 温度：－10～70℃
- (2) 湿度：10～85RH%（結露しないこと）
- (3) 気圧：700～1,060hPa
- (4) 直射日光に長時間さらされないこと

2. 耐用期間

製造出荷後、正規の保守点検を行った場合に限り、10年間（自己認証による）。

【保守・点検に係る事項】

- (1) 日常の点検は取扱説明書に従って行う。
- (2) 医療機器の使用、保守の管理者は、使用者（医療機関、病院、診療所）側にある。
- (3) 保守点検は使用者側で行うのが原則であるが、実施されない場合には、医療用具修理業などの有資格者に外部委託することが認められている。
- (4) 本器の保守点検は取扱説明書に添付の「定期保守点検リスト」に基づき、6か月ごとに行う。

「使用者側が行う保守点検」

- ①マニアルスイッチによるチェアー作動
- ②チェアーAUTO POSITION によるチェアー作動
- ③チェアーの緊急停止機能
- ④ヘッドレストの作動
- ⑤バックシート、シート、レッグサポート、チェアー本体のがたつき

「業者に委託する保守点検」

- ①装置を作動させる電源電圧の測定
- ②床及び固定状態
- ③チェアー内部の電気回路の配線
- ④油圧回路の部品
- ⑤チェアー内部のねじ部の締結
- ⑥チェアー内部の汚染

- (5) 交換部品、消耗部品については、取扱説明書に添付の「定期保守点検リスト」に交換部品、消耗部品のリストを記載しているので、交換時期、消耗度合により交換する。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】**

製造販売業者・製造業者：

株式会社 モリタ製作所
京都府京都市伏見区東浜南町680番地
075-611-2141
専用フリーダイヤル：0120-802036
(受付 月～金 8:30～17:00)
e-mail: customer@jmorita-mfg.co.jp